

千葉県都市アイデンティティ戦略プラン中間見直し支援業務委託 仕様書

1 委託名

千葉県都市アイデンティティ戦略プラン中間見直し支援業務委託

2 委託目的

2016（平成 28）年に策定した「千葉県都市アイデンティティ戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）の計画期間 10 年のうち 5 年が経過したことから、目標及び成果・進捗指標の達成状況を分析し、これまでの取り組みを評価するとともに、2026 年の「千葉開府 900 年」に向けて更なる都市アイデンティティの確立を進めるためプランの見直しを行う。

※「都市アイデンティティ」

本業務でいう都市アイデンティティとは、本市固有の「千葉県らしさ」を意味するものであり、本市ならではの魅力や独自性を活かして都市戦略として中長期的に一貫性や統一感をもって市内外にアピールすることで、市民の愛着や誇りの醸成のもとに本市の都市イメージとして定着させていくものをいう。

3 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「委託者」という。）が実施する「千葉県都市アイデンティティ戦略プラン中間見直し支援業務委託（以下「業務」という。）」に関し、必要な事項を定める。

4 業務の理念

受託者は、業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行わなければならない。

5 委託期間

契約締結日～令和 4 年 3 月 25 日（金）

6 業務委託料

4,948,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。（完了後一括払い）

7 業務内容

（1）戦略プランに基づくこれまでの取り組みの総括

- ・2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの戦略プランに基づく市の取り組みを整理し、簡潔にまとめること。
- ・主要な事業については事業概要、実績、写真等の詳細を掲載すること。

（2）現状の評価及び分析、考察

- ・2020年度に実施したアンケート調査（3,000サンプル）の調査結果を、統計学的手法を用いて分析すること（アンケート調査項目は別添資料参照。）
- ・戦略プランで設定した目標及び成果・進捗指標の現時点での達成状況を把握し、達成度・進捗度を評価するとともに、その要因の分析と考察を行うこと。
- ・必要に応じて、委託料の範囲内で追加調査を実施すること。

（3）戦略プランの見直し

- ・「これまでの取組みの総括」及び「現状の評価及び分析、考察」を踏まえ、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの戦略プランを修正すること。
- ・修正にあたっては、4資源（「千葉氏」「加曽利貝塚」「オオガハス」「海辺」）の事業所管課をはじめとする関係者の意見を取り入れ、可能な限り反映すること。
- ・以下の節目を意識し、これまでの成果や進捗を踏まえた今後の取り組みやロードマップを検討、記載すること。
2022（令和4）年 政令市移行30年、オオガハス開花70年
2026（令和8）年 千葉開府900年、いなげの浜オープン50年
- ・本仕様書の記載事項以外にも、社会経済状況のトレンドや他都市や民間事業者の成功事例など、都市アイデンティティの確立を達成するうえでの効果的な方策・取組みがあれば積極的に提案すること。

8 業務スケジュール

令和3年9月	中間報告
12月	庁内決定
令和4年2月	市民意見募集
3月	完成

9 その他運営上の要件

（1）実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

（2）本市事業との連動

委託者が別に行う、様々な関連行事や施策と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること。

（3）契約後の業務

プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、委託者と協議を重ねながら業務実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

（4）情報の提供

委託者は、契約締結後に、必要に応じて基礎調査結果を含む、これまでに蓄積した基礎データ等を受託者に開示できるものとし、受託者はこれを最大限に活用できる。

10 成果品

受託者は、次の成果品を提出すること。ただし、納入時期については、その都度委託者と協議を行うこと。

- (1) 報告書 100部 (A4縦、30ページ程度、両面印刷、カラー、表紙：コート紙135K以上、本文：コート紙90K以上)
- (2) 概要版 100部 (A4縦、6ページ程度、両面印刷、カラー、コート紙135K以上)
- (3) 上記報告書のデータを保存した電磁記録媒体 (CD-RもしくはDVD-R) 1枚

なお、(1)及び(2)については、Microsoft Word若しくはMicrosoft Excel、Power Point等で作成すること。

11 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎5階
千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

12 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物 (印刷物等) の所有権は全て委託者に帰属する。

イ 成果品が著作権法 (昭和45年法律第48条) 第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利) を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ アにかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

13 その他

(1) この調査を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。